

第10回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年12月26日（火）16:00～17:50

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、飯盛委員、北地委員、野村委員、萩原委員、服部委員、
程委員

小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、駒崎専門委員、白井専門委員、
曾根原専門委員、宮城専門委員

（御欠席：牧野委員、宮本委員、栗林専門委員、経沢専門委員）

（政 府）河内内閣府事務次官、幸田内閣府審議官

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、
岡本休眠預金等活用担当室参事官、野澤休眠預金等活用担当室企画官

4. 議事：

（1）指定活用団体の指定基準について

（2）基本方針について

（3）預金者等への周知広報について

5. 議事概要：

○岡本参事官 定刻となりましたので、第10回「休眠預金等活用審議会」を開会させていただきます。

いつものお願いで、まことに恐縮でございますが、会議の内容等につきましては、会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますよう、お願いいたします。

本日は、御都合により、飯盛委員、宮城専門委員、曾根原専門委員が遅れて出席されるとのことですので、お知らせいたします。

それでは、会長より、議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 1年の最後の週にもかかわらず、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

法の全面施行が、来年1月1日と迫っております。

また、本日の議事2で、基本方針案が、事務局から提示されますので、これまで以上に、活発な御議論をいただきたいと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議事1、指定活用団体の指定の基準についてです。

事務局から、前回の御議論を踏まえた、指定活用団体の指定の基準についての修正案について、説明いただいた後に、意見交換を行いたいと思います。

岡本さん、お願いします。

○岡本参事官 それでは、資料1に基づいて、御説明を差し上げたいと思います。

前回、御説明した資料から、1枚おめくりいただきまして、2ページ目以降でございますが、いただいた意見を踏まえて、修正した箇所を赤字にさせていただきます。

3ページ目でございますが、2.の組織体制に関する事項の④のところでございます。前回の御議論を踏まえまして「助成又は貸付けに係る業務として、課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制となること」ということで、一括して行うのではなく、改めております。

また、諸規定に関する事項の③でございます。北地委員から「迅速の発見及び是正を図る」という御意見がございましたので、それを入れさせていただきます。

④でございますが、高額な場合もあれば、低い場合もあることでしたので「不当な水準」ということで、改めております。

4ページ目でございます。経理的基礎(1)財政基盤の明確化のところでございます。駒崎専門委員から、財務の見通しのところをはっきりさせるために「今後の」と入れております。

また、北地委員からの実質的にということ「実質的に関与することができる」という文言にさせていただきます。

4ページ目、技術的基礎の2つ目の○でございますが、岸本専門委員からありました「非資金的支援を必要に応じ伴走型で提供できる能力を有すること」ということで、記載させていただきます。

5ページ目でございますが、5.のところで、(2)と(4)が重複するのではないかと、北地委員からの御意見がございましたので、合わせて1つにさせていただきます。

6ページ目でございますが、先ほどの形に合わせまして、民間公益活動促進業務規程のところで「迅速な発見及び是正を図る」という形に改めております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入りたいと思います。

御意見や御質問等、おありでしたら、御発言をお願いしたいと思います。

反映していただいたので、よろしいということでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは、これは決定ということです。

議事2、基本方針についてに移りたいと思います。

事務局から、基本方針案本文について、少し長く40分程度だそうですので、40分程度で御説明いただいた後に、意見交換をしたいと思います。

基本方針につきましては、最も重要な議題ですので、本日の意見交換だけでは、お時間が足りないと思います。したがって、後日、事務局宛てに、御意見を御提出いただく

ことも可能とさせていただきます。

提出期限につきましては、後ほど、事務局からお知らせしますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

岡本さん、御説明ください。

○岡本参事官 それでは、御説明させていただきます。

この中に、対外公表不可ということで、こちらの資料がございますので、こちらの資料で御説明させていただきたいと思ひます。

休眠預金等に係る資金の活用に関する基本方針ということで、ページをおめぐりいただきまして、基本方針でございますが、法の第18条第1項の規定の順番に、これまで御審議いただいた議論を、整理させていただいております。

「はじめに」のほか、第1、第2、第3、第4、第5、第6、第7という構成になっております。

1ページ目でございます。各ポイントだけ、かいつまんで御説明させていただきたいと思ひますが「はじめに」というところで、この法律の意義ということで、人口減少、高齢化の進展等、経済社会の情勢の急速な変化が生じており、国民生活の質や水準への影響等、さまざまな社会の諸課題に直面しているという問題意識でございます。

その上で、12行目でございますが、10年以上も出入金が確認できない休眠預金等について、預金等の性質に照らし、預金者に払い戻す努力を尽くした上で、16行目でございますが、民間公益活動を促進するために、活用することとしています。

19行目でございますが、この休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針は、法第18条第1項の規定に基づき、定めるものであるとしております。

21行目でございますが、基本方針に即して、今後、内閣総理大臣は、基本計画を定め、指定活用団体は、民間公益活動促進業務規程を定めるとしております。

28行目でございますが、基本方針は、休眠預金等交付金に係る資金の活用に係る制度の運用において、根幹をなすものであるという位置づけにしております。

30行目でございますが、本制度は、我が国では前例のない、いわゆる社会実験であり、民間公益活動を行う団体及びそれに対する支援能力を有する組織や人材が乏しいなど、民間公益活動全体が、いまだ発展途上にある現状のもとで、指定活用団体や資金分配団体自身も、試行錯誤しながら、本制度を開始せざるを得ないことを踏まえれば、前回の御議論を踏まえまして、制度開始時においては、社会の諸課題の解決に結びつく、具体的事例の創出を優先させ、民間公益活動の進捗状況に応じて、段階的に規模を拡大させることが適当であるということで、前回、比較的小規模からスタートさせるというニュアンスではなくて、社会の諸課題の解決に結びつく具体的事例の創出を優先させるという形に、文言を書き改めさせていただいております。

3ページ目でございます。第1ということで、この資金の活用の意義及び目標に関する事項について、定めております。

1. 活用に関する意義ということで、4行目からでございますが、休眠預金等は、払戻額を差し引いても、毎年700億円程度に上っているということでございます。

その上で、13行目からでございますが、法においては、休眠預金等を預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、その残余の額について、民間公益活動を促進するために、活用することとしています。

休眠預金に係る資金を、民間公益活動の促進に活用することによって、意義でございますが、銀行等の融資による民間の事業拡大効果の準じた効果とともに、行政による公共の福祉の増進効果に準じた効果が得られ、社会全体へのより大きな波及が期待されるという形にしております。

2. 活用の目標でございます。2つに整理しております。

(1) 休眠預金等に係る資金の活用対象事業による社会の諸課題の解決です。

(2) 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築ということでございます。

4ページ目からでございますが、6行目からでございます。これらにより、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みが構築され、民間公益活動を行う団体が資金分配団体とともに、民間の資金をみずから調達して、事業の持続可能性を確保し、社会の諸課題の解決に向けた取り組みを強化していくことができるようになれば、我が国の社会課題解決能力の飛躍的な向上が期待されるという形で、整理しております。

5ページ目からでございます。第2といたしまして、活用に関する基本的な事項ということで、以前、審議会で御議論いただきました、基本原則について、ここで書いております。

8行目からでございますが、この基本原則に基づき、休眠預金等に係る資金を活用する指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体等が、業務を遂行するに当たって、踏まえるべき事項等について、基本原則ごとに示すということです。

(1) 国民への還元ということで、休眠預金等に係る資金の活用の成果を、広く国民一般の利益の増進に資するようにするということです。

21行目から(2) 自助・共助でございます。行政が本来、行うべき施策(公助)の肩代わりではなく、自助・共助の活動に焦点を当てた支援を行うということです。

26行目からでございますが、休眠預金等に係る資金は、これまで既存制度において、対象とされてこなかった人々が抱える課題に焦点を当て、前例のない取り組みや公的制度のいわゆる狭間に位置するような取り組み、社会の諸課題と一般に認識されていないために、対応が遅れている分野を中心に、自助・共助の活動に焦点を当てた支援に活用するとしています。

6ページ目からでございます。(3) 持続可能性でございます。民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間の資金をみずから調達できる環境の整備に資するよう、休眠預金等に係る資金を活用し、社会の諸課題が自律的かつ持続的に解決される仕組みを構築するとい

うことです。

8行目からでございます。民間公益活動を行う団体との間で、達成すべき成果と支援の出口について、事前に合意した上で、一定の期間を区切った支援を行うということです。

14行目でございますが、その団体の自立性を高めていくため、資金支援だけではなく、非資金的支援を必要に応じて、外部の団体や専門家とも連携しつつ、伴走型で提供するということです。

17行目でございますが、資金分配団体や民間公益活動を行う団体自身も、休眠預金等に係る資金をてこに、民間の資金を調達できるようにするということです。

(4) 透明性・説明責任でございます。指定活用団体、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体並びに政府の各主体は、成果を含めたあらゆる情報を、国民にわかりやすい形で公表し、説明責任を果たすということでございます。

7ページ目でございます。(5) 公正性でございます。利益相反の防止等の徹底により、休眠預金等に係る資金の活用を、公正に実施するということです。

4行目からでございますが、休眠預金等に係る資金の活用に係る全ての段階において、利益相反の防止や不正の防止及びその発見のために、必要な措置を講ずる。

(6) 多様性です。優先的に解決すべき社会の諸課題及びその解決策は、地域や分野等によって、多様であることに十分配慮する。

(7) 革新性です。前例のない取り組み、各法令や公的制度のいわゆる狭間に位置している取り組み等を対象に、多様な手法を用い、柔軟かつ効果的・効率的に、休眠預金等に係る資金を活用し、その成果がより広範かつ発展的な展開を進めることにより、Socialイノベーションを実現する。

(8) 成果最大化です。一定のリスクを許容しつつ、社会の諸課題の解決に、大きな成果を出すことが見込まれる事業を、積極的に支援することにより、制度全体で見た成果の最大化を図る。

8ページ目でございます。(9) 民間主導です。制度の運用に当たっては、指定活用団体を中心に、各関係主体間の連携のもとに、民間主導で行い、行政の過度な干渉を避け、民間の発意を尊重する。

9ページ目でございます。審議会で御議論いただいた形で、各主体の役割について、整理させていただいております。

(1) 指定活用団体の担うべき役割です。

前段、法律で書いた規定を踏まえまして、12行目からでございますが、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の実施主体であり、資金分配団体に対する監督を通じて、民間公益活動を行う団体の事業の監督に係る一義的な責任を負っている。

その上で、16行目でございますが、指定活用団体は、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築

を促進する役割も担う必要があると整理しております。

以上を踏まえまして、指定活用団体の担うべき具体的な役割は、以下のとおりであるというところで、10個を列挙しております。

- ①社会の諸課題を分析し、優先的に解決した課題を提示する。
- ②最適な支援を行う。
- ③インキュベーター及びアクセラレーターの役割を担う。
- ④資金分配団体に対し、非資金的支援を伴走型で行う。
- ⑤革新的な手法の開発を促進し、普及させる。
- ⑥資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。
- ⑦本制度への国民の理解を得るよう、努めるとともに、多様な民間の団体等の一層の参画を促す。
- ⑧民間公益活動全体の状況を把握する。
- ⑨集積された成功事例や失敗事例、横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。
- ⑩担い手が必要な資金を自立的に調達できるように、必要な基盤整備を進め、もって市場の発展を促す。

(2) 資金分配団体に期待される役割でございます。

10行目からでございます。資金分配団体は、革新的な手法による資金の助成等や事業実施等に係る経営支援や、人材支援といった、非資金的支援を必要に応じ、伴走型で行うこと等を通じ、民間公益活動の自立した担い手を育成する中心的な役割を担うことが期待される。

14行目からでございます。社会の諸課題は、地域や分野ごとによりさまざまであり、特定の社会の諸課題の分野や、地域の実情等に精通した資金分配団体を經由することにより、民間公益活動を行う団体に対して、適切に必要な支援が行われるということで、7つの役割を列挙しております。

- ①優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野ごとの実情と課題を、俯瞰的かつ具体的に把握・分析し、案件の発掘・形成を積極的に行う。
- ②包括支援プログラムを企画・設計し、これに基づき、民間公益活動を行う団体を公募により選定し、資金支援及び非資金的支援を必要に応じ、伴走型で提供する。
- ③事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により、資金の助成等を行うことを通じ、民間公益活動の自立した担い手の育成を図る。
- ④民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行う。
- ⑤社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。
- ⑥現地調査を含む、継続的な進捗管理や成果評価の点検・検証を実施し、その評価結果等の有効活用を促す。
- ⑦民間の資金を民間公益活動に呼び込むための具体策を策定し、実施するでございます。

11ページでございます。(3)民間公益活動を行う団体に期待される役割でございます。

8行目からでございます。民間公益活動を行う団体には、事業の実施により、社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化するとともに、現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックし、本制度の改善につなげていくことが期待されるということで、5つの役割を書いております。

- ①具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。
- ②社会の諸課題の解決に向けた取り組みを推進する。
- ③革新的な手法を開発し、実践する。
- ④成果評価を実施し、民間公益活動のマネジメントの中で、評価を有効に活用する。
- ⑤現場のニーズなどをフィードバックすることに、制度の一層の改善につなげる。

(4)行政の役割でございます。

- ①国でございます。

国の関与は、最小限にとどめるという考えに立っております。その観点から、内閣総理大臣は、基本方針及び基本計画の策定と指定活用団体の指定及び監督等を行うことになっております。

- ②休眠預金等活用審議会でございます。

本審議会は、内閣総理大臣の基本方針及び基本計画の策定や、指定活用団体の事業計画及び収支予算の認可に関し、あらかじめ意見を述べることになっております。

加えまして、12ページでございますが、指定活用団体が行う民間公益活動促進業務の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告することが、法律で規定されております。

- ③地方公共団体でございます。

地方公共団体は、休眠預金等に係る資金の活用には、直接関与しないものの、民間公益活動を行う団体及び多様な関係者の間をつなぐコーディネーターとしての役割を果たすことが期待されると記しております。

13ページでございます。第3にということで、指定活用団体が行う民間公益活動促進業務に関する事項について、整理させていただいております。

指定活用団体の業務は、大きく2つに分けております。

1つは、法律で具体的に規定されている基本的業務と、法律では、具体的に明記されていないものの、本審議会において、必要だということでされている、期待される業務の2つに、大きく整理しております。

(1)基本的業務でございます。

- ①助成、または貸付けでございます。

a)優先的に解決すべき社会の諸課題の把握・分析及び決定です。

b)資金分配団体の選定でございます。32ページからでございます。指定活用団体は、資金分配団体を選定するに当たり、最初に、資金分配団体の公募に申請する団体、以下、

選定申請団体というが、公正かつ的確に業務を実施するに足る組織体制等を有していることを、確認しなければならない。

その上で、選定申請団体が指定する包括的な支援プログラムの内容について、以下のア) からウ) までに示すとおり、審査しなければならないということで、ア) イ) ウ) と整理しております。

14ページでございます。ア) 選定における審査対象及び基準ということで、包括的支援プログラムについては、以下の事項に関し、必要な基準を定め、審査しなければならないということで、4つ整理しております。

2つ目のポツでございます。休眠預金等に係る資金に依存した団体を生まないための仕組みでございます。

3つ目のポツでございます。民間公益活動を行う団体に対し、非資金的支援を必要に伴走型で提供することです。

4つ目でポツでございます。包括的な支援プログラムを的確に実施するに足る能力を有することでございます。

次に、イ) 審査方法でございます。指定活用団体は、以下に示す方法により、資金分配団体を選定するための審査を行わなければならないということで、全部で6つ整理させていただいております。

15ページでございます。ウ) 選定における留意事項として、2つ書いております。

1つ目のポツでございます。7行目でございますが、資金分配団体の選定に当たっては、社会適正化の最大化の観点から行うということでございます。

c) 休眠預金等に係る資金の助成、または貸付けということで、5つ整理させていただいております。

1つ目のポツでございます。社会的成果の最大化を目指した最適な資金のポートフォリオ、配分の組み合わせをあらかじめ設定した上で、資金分配団体に対し、助成、または貸付けを行うことです。

3つ目のポツでございます。適切な資金のリスク管理を行うことです。

4つ目のポツでございます。革新的な手法の開発を促進するため、資金分配団体等の創意と工夫が引き出されるよう、必要に応じて、非資金的支援を行うことです。

5つ目のポツでございます。資金分配団体の事業の特性に応じ、民間企業や民間金融機関といった、民間の資金の出し手とのマッチングを図るよう、努めることです。

d) 継続的な進捗管理と成果評価の点検・検証ということで、2つ書いてございます。

1つ目のポツでございます。33行目からで、課題ごとに資金分配団体に対して、現地調査を含む、継続的な進捗管理や必要な協力・支援・助言等を行うとともに、成果評価の点検・検証を行い、成果の達成状況を包括的に把握するということです。

16ページでございます。e) 民間公益活動を行う団体に対する、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けにつきましては、8行目からでございますが、指定活用団体は、当分

の間は、資金分配団体を通じた、民間公益活動を行う団体の助成等を実施することによって、資金分配団体等を育成しつつ、本制度を確立させることを優先するべきであるとしております。

②資金分配団体に対する監督等でございます。

a) 資金分配団体に対する監督として、17行目からでございます。必要な事項を民間公益活動促進業務規程に規定した上で、公募要領等に定めるとともに、資金提供に係る契約、資金提供契約であって、指定活用団体と資金分配団体との間で締結するものに定めなければならないということで、全部で5つを掲げております。

1つ目のポツでございます。指定活用団体は、資金分配団体に対して、報告徴収、立入検査並びに不正があった場合のための対応をとることです。

2つ目のポツでございます。指定活用団体は、仮に不正があった場合は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定並びにその内容の公表等の必要な措置を講ずることです。

4つ目のポツでございます。指定活用団体は、資金分配団体を選定する際に、確認した資金分配団体における業務の公正かつ的確な遂行を担保するために、必要なガバナンス・コンプライアンス体制の整備をすることです。

5つ目のポツでございます。資金分配団体が民間公益活動を行う団体を監督するに当たり、必要な事項が資金分配団体の作成する公募要領や、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間で締結する、資金提供契約に明記されることを確認することとしております。

17ページでございます。b) 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継ということで、6行目からでございます。必要な事項を指定活用団体は、民間公益活動促進業務規程に規定し、公募要領等に定めるとともに、指定活用団体及び資金分配団体との間の資金提供契約に定めなければならないとしております。

③休眠預金等交付金の受け入れでございます。

13行目からで、以下の措置を講ずることを、民間公益活動促進業務規程に定めなければならないということで、2つポツをしております。

1つ目のポツは、民間公益活動促進業務に必要な経費については、外部監査結果の有効活用等により、効率性の観点から、常に精査し、使用状況について、情報公開を徹底することです。

2つ目のポツは、予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込み額を、翌事業年度における収支予算において、前年度からの繰り越し収支差額として、組み入れることにより、効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施することです。

④民間公益活動の促進に関する調査及び研究でございます。

a) 案件の発掘・形成に係る調査及び研究ということで、27行目からでございます。全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成等の対象となり得る民間公益活動の案件を、発掘・形成するための調査及び研究をみずから率先して、実施するという

ことです。

b) 制度改善や活動促進に資する調査及び研究を行うこととございます。

18ページでございます。⑤民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動でございます。

審議会の御議論を踏まえまして、a) と b) に大きく整理しております。

a) 戦略的・効果的な啓発活動及び広報活動でございます。11行目からで、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るため、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠預金に係る資金の活用状況や成果等について、戦略的・効果的に、啓発活動、広報活動を行うということです。

b) シンボルマークの策定・活用を記載しております。

⑥適切な評価の実施です。

25行目からでございます。指定活用団体においては、本制度全体の評価の方針となる評価指針の策定に加え、みずからの活動に対する自己評価や、制度全体に関する社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの創出という観点も含めた、総合的な評価を行わなければならないとしております。

19ページをおめくりください。(2) 期待される業務でございます。大きく4つに整理しております。

①ICT等先端技術を活用した民間公益活動に係る知の構造化センターの機能です。

6行目からでございます。事業の進捗状況、成果、好事例及び失敗事例の要因分析、評価結果等の情報を一元化して、横断的かつ具体的に分析し、その結果を構造的に整理した上で、指定活用団体の業務に反映させるとともに、これを広く公開して、資金分配団体や民間公益活動を行う団体等が、さまざまな場面で活用できることが実施できるような、必要なシステムを構築し、それを運用するための組織体制を整備することが望ましいとしております。

②成果評価実施支援でございます。

23行目からでございます。成果評価の実施が、依然として、十分に普及していない我が国の現状を踏まえれば、評価にかかる時間と労力を軽減するため、指定活用団体は、成果評価実施支援業務を行うことが望ましいということで、3つ書かせていただいております。

1つ目のポツは、評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供することです。

2つ目のポツは、分野別や規模別といった、カテゴリー別に標準化された評価ツールを提供することです。

3つ目のポツは、資金分配団体への助言や研修等を通じて、行うことです。

③研修でございます。

④国際交流と整理させていただいております。

21ページ目でございます。こうした業務を行うに当たって、資金の効率的かつ適正な活

用を担保するための体制ということで、大きく3つに整理させていただいております。

(1) 組織運営体制でございます。

10行目でございますが、1つ目のポツでございます。業務を的確に実施するために足る知識・技術を有する役職員を置くということです。

2つ目のポツでございます。社会の諸課題ごとに、現地調査を含む、継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を、適切に発揮できる体制とすることです。

3つ目のポツでございます。資金が公正に活用され、事業を適正に遂行されるよう、監督するために必要な専門部署を設置することです。

(2) 役職員等の構成でございます。

①評議員会や理事会の構成でございます。28行目でございます。休眠預金等に係る資金の原資の性質等に鑑み、会計監査人を設置しなければならないとしております。

30行目でございます。評議員会は、ソーシャルセクターのみならず、経済界や金融界、学識経験者、マスコミ等の幅広い分野から、人材登用を図り、公正の多様化を図ることが望ましい。一方で、理事会は、迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は、必要最小限にとどめることが望ましいとしております。

また、22ページの1行目でございますが、特定の団体や分野の出身者に偏らないようにしなければならないとしております。

②役員の選任でございます。役員の選任について、2つ記載させていただいております。

10行目でございます。評議員会、または理事会の決議に当たっては、当該決議について、特別の利害関係を有する評議員、または理事を除いた上で行うことです。

2つ目に、役職員に対して、定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で、適切な組織について、内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることです。

15行目でございます。役員の選任の認可時に、自己申告に基づき、確認することで、処罰歴です。

18行目からでございます。指定活用団体は、国家公務員法に基づく、国家公務員の再就職等規制を踏まえて、対応しなければならないとしております。

(3) ガバナンス・コンプライアンス体制でございます。

①ガバナンス・コンプライアンス体制につきまして、3つ記載させていただいております。

1つ目のポツでございます。コンプライアンス施策の検討等を行う組織（外部有識者等も参加するもの）及びその下に実施等を担う部署を設置することです。

3つ目のポツでございます。不正行為や利益相反防止のために、必要な諸規定を備えることです。

②内部通報制度の整備及び運用についても、定めております。

24ページ目をご覧くださいと思います。第4の指定活用団体の指定の基準及び手続

に関する事項でございます。

具体的には、先ほど御説明させていただきました、資料1に記載させていただいたような、指定の基準及び手続の詳細については、公募要領に定めるということにしたいと考えております。

1. 指定の基準については、今、申し上げたとおりです。

2. 指定の手続でございます。指定の手続は、以下の手順に沿って行います。

本基本方針を踏まえて、内閣府は、公募要領を作成、公表します。

指定申請団体は、公募要領に従い、指定の申請を行います。

指定申請団体に対し、書類及び面接による審査を実施する。面接においては、当該指定申請団体の長が、指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意思を有していること等を確認する。

内閣総理大臣は、この本審議会でございますが、審議会による審議を経た上で、指定の基準に最も適合していると認められるものを1団体選定し、指定活用団体として指定することでございます。

20行目でございます。指定の手続における公正性・透明性を確保するため、指定申請団体の特別な利害関係者は、審議会による審議から除くという形にしております。

25ページ目でございます。第5に、毎年、指定活用団体が作成する事業計画の認可及び基準の手続に関する事項について、法律に記載していることを、簡潔に書かせていただいております。

1. 認可の基準です。

2. 認可の手続ということで、指定活用団体は、事業計画及び収支予算の内閣総理大臣の認可を受けようとするときは、当該事業年度開始の1カ月前までに、申請書に事業計画書及び収支予算書等を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならないという記載をさせていただきます。変更する場合も、同様でございます。

18行目でございます。また、指定活用団体は、内閣総理大臣の認可を受けたときは、遅滞なくその事業計画及び収支予算をみずからのウェブサイト等で、公表しなければならないという記載をさせていただきます。

26ページ目でございます。第6でございます。活用の成果に係る評価の実施に関する事項ということで、審議会で御議論いただいたものを、整理させていただきます。

1. 成果に係る評価の意義・目的です。

(1) 評価の意義でございます。11行目からでございます。休眠預金等に係る資金を活用して、実施される民間公益活動全般を対象に、事前に達成すべき成果を明示した上で、その成果の達成度合いを重視した、社会的インパクト評価を実施することで、成果の可視化に取り組まなければならない。

(2) 評価の目的ということで、3つに簡潔に整理させていただきます。

1つ目のポイントは、広く国民の理解を得ることです。

2つ目のポツは、評価結果を適切に予算や人材等の資源配分に反映させることです。

3つ目のポツは、厳正な評価を実施することに、民間公益活動全般の質の向上、独創的で有望な革新的な民間公益活動の発掘、民間の資金や人材の獲得等を促すこととさせていただきます。

27ページでございます。2. 民間公益活動を行う団体の評価を最初に記載させていただいております。

(1) 評価の実施主体でございます。4行目からでございます。民間公益活動を行う団体が、みずから評価を実施するという自己評価を基本とする。評価の実施主体は、事前に達成すべき成果について、明示した上で、民間公益活動に関するインプットからアウトプット、アウトカムに至る情報を、体系的に収集し、ロジック・モデル等の形で、相互に接続するとともに、必要な情報を収集・分析し、評価を実施しなければならないということとさせていただきます。

民間公益活動を行う団体は、資金分配団体とあらかじめ合意した上で、外部評価や第三者評価を行うことに、評価の信頼性・客観性を確保しなければならないということで、大規模なもの、重要なものについては、そのような形ということとさせていただきます。

15行目でございます。評価の実務経験が少ない団体が評価を行う場合には、資金分配団体は、必要に応じて、評価の専門家による評価の技術支援や研修、進捗管理等の評価実施支援を行わなければならないとしております。

(2) 評価の実施時期でございます。①②③④ということで、事前評価、中間評価、事後評価、また、④解決に時間を要する社会課題に係る事業の場合には、休眠預金等に係る資金の活用を、終了後、しばらく経過した後に、事業の副次的成果や波及効果等の把握、過去の評価の妥当性等の検証等を行うため、追跡評価を実施するとしております。

34行目からでございます。民間公益活動を行う団体は、それぞれの評価の目的、評価方法、評価結果の活用方策等を、有機的に連携させることで、時系列的な評価に、連続性と一貫性を持たせなければならない。

(3) 評価方法でございます。

①評価の視点、②評価方法の選択、③評価項目、評価基準の設定ということで、22行目からでございます。民間公益活動を行う団体は、事前に、民間公益活動の特性や評価の目的等に応じて、適切な評価項目、評価基準を明確かつ具体的に設定すること。その際、測定可能で、効果があったと証明できるアウトカム指標を設定することが重要である。このため、アウトカム指標は、定量的指標を基本とするが、評価対象によっては、定性的指標と定量的指標との併用等、定量的な尺度に偏らないように、留意する必要がある。

また、長期間にわたって、民間公益活動が実施する場合にはということで、a) と b) という形にしております。

a) 短期目標を定めた上で、その時点の到達度を評価してから、次の段階に進む方法を導入するということです。

b) 一定期間ごとに、中間評価の実施等により、民間公益活動期間中の情勢の変化や目標の達成状況、進捗状況の把握をしやすいことです。

29ページでございます。それぞれのタイミングで、目標の再設定や事業の加速、中止も含めた事業変更の検討を行う必要があるとしております。

(4) 継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証でございます。

モニタリングという言葉は、継続的な進捗管理という言葉に置きかえさせていただいておりまして、資金分配団体は、6行目からでございます。民間公益活動を行う団体に対して、現地調査を含む、民間公益活動の継続的な進捗管理を実施し、必要な協力・支援・助言等を行わなければならない。

10行目、民間公益活動の進捗状況を把握するために必要な指標は、評価の基準として、取り扱う評価指標とは、適切に切り分けて取り扱う必要があります。

②評価結果の点検・検証でございます。

(5) 評価結果等の活用です。

26行目からでございます。民間公益活動を行う団体は、評価結果を国民にわかりやすい形で、積極的に公表しなければならないとしております。

こうしたことを踏まえまして、30ページでございます。3. 指定活用団体及び資金分配団体の評価でございます。

準ずるところは、準ずる形で、整理させていただいておりまして、指定活用団体及び資金分配団体は、2. の(1)～(3)までに準じて、適切に事後評価を実施しなければならない。その際、資金分配団体については、資金分配団体が助成等を行った民間公益活動による成果だけでなく、資金分配団体自身の活動も含めて、総合的評価を行わなければならない。

指定活用団体については、個別の民間公益活動により、社会的成果の拡大だけではなく、社会の諸課題の解決の担い手が育成され、資金分配団体・民間公益活動を行う団体も含めた、社会の諸課題の解決のために、自律的かつ持続的な仕組みの創出といった観点を含めて、総合的に評価を行う必要があると記載させていただいております。

10行目でございます。指定活用団体及び審議会は、2. の(4)に準じて、継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証を行うことです。

14行目からでございます。本審議会は、指定活用団体から、民間公益活動促進業務の進捗状況について、定期的に報告を受けるとともに、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に勧告することでございます。

18行目からは、指定活用団体及び資金分配団体は、2. の(5)に準じて、評価結果を国民にわかりやすい形で、積極的に公表しなければならない。その際ということで、指定活用団体は、みずからの評価結果だけではなく、資金分配団体や民間公益活動を行う団体の評価結果についても、ウェブサイト上で、まとめて閲覧できるようにしなければならないとしております。

31ページ目でございます。4. 評価において、留意すべき事項ということで、3つ整理させていただきます。

(1) 革新的な民間公益活動に対する評価ということで、革新的な民間公益活動とはということで、6行目からでございます。解決手法の柔軟性・自由度を確保し、ソーシャルイノベーションの実現を目指すため、革新的な民間公益活動に対する評価においては、達成すべき成果を事前に明示しつつも、社会情勢の変化や民間公益活動の進捗状況に応じ、目標やアプローチ等の妥当性について、絶えず検証し直す必要があるということ、また、ハイリスクであることを前提として、仮に目標通りに成果が得られなかった場合においても、その要因分析を着実にを行い、その結果を以後の民間公益活動に生かすほか、革新性について、積極的な評価をすることに加え、技術的な限界、ノウハウ、副次的成果や波及効果等を、積極的に評価しなければならないとしております。

(2) 民間公益活動の効果的・効率的な促進ということで、17行目から、その評価結果を、民間公益活動のマネジメントの中で、有効に活用する必要があります。

(3) 評価に係る負担の軽減でございます。23行目からでございます。評価の実施には、費用のほか、時間や労力も含めて、相当なコストを要するの事実である。評価に関するコストは、本来、受益者である事業の実施主体自身が負担すべきものである。ただし、社会的インパクト評価が、依然として普及していない我が国の現状及び休眠預金等に係る資金の活用成果に関し、国民に対する説明責任が強く求められていることに鑑み、指定活用団体は、標準化された評価ツールを提供するとともに、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が、社会的インパクト評価を実施する際に、外部の評価専門家への相談が可能となるような仕組みを検討するとともに、当分の間は、これにかかる経費についても、休眠預金等に係る資金の活用対象に含める必要があるという形に、記載させていただいております。

32ページ目でございます。第7のその他休眠預金等に係る資金の活用に関し必要な事項ということで、全部で6つ整理させていただきます。

1. 資金の活用対象の範囲でございます。

4行目からでございます。助成等の対象とする経費の具体的範囲につきましては、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ、策定する諸規程等に基づいて、指定活用団体、資金分配団体、民間公益活動を行う団体それぞれの間の個別の資金提供において、決定されるものとするということでございます。

8行目から、従来の行政による補助金等では、一般的にカバーされてこなかった、民間公益活動の実施にかかる人件費や設備備品費、資金分配団体や民間公益活動を行う団体みずからの成果評価の実施にかかる経費等についても、内容を十分に精査し、それぞれが事前に明示した達成すべき成果を上げる上で、合理的に認められる範囲内において、対象とすることが望ましい。その際、特に助成等の対象とする人件費の水準については、国民、住民の理解が得られるよう、情報公開を徹底しなければならないとしております。

21行目でございます。休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、民間公益活動を行う団体が、資金分配団体の承認を得ることなく、費用間流用が可能になる範囲についても、指定活用団体が基本方針や基本計画を踏まえ、策定する諸規程等に基づき、資金分配団体と民間公益活動を行う団体との間の資金提供契約において、あらかじめ定めていることが望ましいということでございます。

26行目からでございます。指定活用団体は、内閣総理大臣の指定を受け次第、直ちに制度の運用開始に向けた本格的な準備に取り組む必要がある。このため、指定活用団体が指定を受けた後、準備に用意した費用についても、休眠預金等交付金の対象に含める形にしております。

33ページ目でございます。資金分配団体が現場の団体を公募で選定する際に、考慮すべき事項を記載させていただいております。

(1) 民間公益活動を行う団体の選定における審査対象及び基準ということで、民間公益活動の実施に関する計画や実施体制、ガバナンス・コンプライアンス体制等に関する事項を、審査対象としなければならないということで、民間公益活動の実施に関する計画には、以下の要素について、具体的な内容が含まれていることが望ましいということで、①～⑤まで、整理させていただいております。

- ①解決しようとする課題及び目標受益者です。
- ②支援の出口の設定及び支援機関です。
- ③支援の出口に向けた工程です。
- ④課題の解決方法です。
- ⑤評価の実施時期及び評価の方法等でございます。

34ページ目でございます。審査の方法につきましては、第3の1.の(1)の①b)のイ)審査の方法で示した事項に準じた対応をとらなければならないとしております。

3. 資金分配団体における民間公益活動を行う団体に対する監督でございます。

9行目でございます。資金分配団体は、民間公益活動を行う団体に対し、必要かつ適切な監督のための措置を講じなければならないということで、第3の1.の(1)の②a)に準じてという形にしております。

4. 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制につきましても、指定活用団体のガバナンス・コンプライアンス体制に準じた組織等を設置することが望ましいとしています。

2つ目のポツでございます。指定活用団体から受けた助成、または貸付けの使途を指定活用団体との資金提供契約に認められたものに限定し、区分経理及び帳簿の備えつけを行うことです。

5. 民間の創意と工夫が発揮される効果的な活用方法の選択の際に配慮すべき事項ということでございます。

28行目からでございます。資金の効果的な活用方法としては、複数年度にわたる助成等

のほか、成果に係る目標に着目した資金提供方法として、成果連動型助成／支払い型契約や、集合的インパクト創出型の資金提供等、さまざまなものが想定されます。このうち、我が国の現状に照らして、どの方法が有効であるかは、一概には言えません。このため、指定活用団体や資金分配団体は、民間公益活動を行う団体の多様な資金ニーズに対応するため、営利・非営利、助成・貸付け、出資といった規制の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して、多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましいとしております。

35ページ目でございます。したがって、指定活用団体は、資金分配団体が多様な資金提供方法をその時々状況に応じて、柔軟に開発・選択できるようにしておく必要があるということ、ただし、指定活用団体及び資金分配団体は、成功事例だけではなく、失敗事例も含めて、各資金提供方法の有効性について、厳正に評価しつつ、事例の蓄積を行い、広く公開しなければならない。

最後でございます。6. 法の全面施行から5年後における見直しでございます。

11行目からでございます。本制度は、我が国では、前例のない、いわゆる社会実験であることから、法の定める規定が全て施行されることとなる平成30年、2018年1月1日から5年後、すなわち、2023年1月1日に、幅広く見直しが行われることとされているものであり、このことについては、本制度に関係する全ての者が十分留意し、その上で、おのこの責務を果たしていくことを、強く求めたいという形で、締めております。

以上でございます。

○小宮山会長 それでは、早速、意見交換に入らせていただきます。

最初に申し上げたとおり、全部やることは難しいかもしれないから、後ほど、御意見をいただきます。

まず第1と第2に区切って、議論を進めたいと思います。これは全般的なのだということがあれば、どこでもおっしゃっていただいても、構いません。

中心としては、第1と第2に関して、12ページまでですが、御意見を伺いたいと思います。1人3分をお願いします。

北地委員、どうぞ。

○北地委員 4ページの4行目でございます「本制度の外においても」というところなのですけれども、民間企業や民間金融機関等は、民間公益活動を行う団体としても入っていると思いますので、ここの表現は、本制度の外においても、専門性の高い人材が育成されるということ、意図されているのだと思いますから「民間企業や民間金融機関等」というのは、ないほうが誤解しないのではないかと思います。

○岡本参事官 わかりました。

○小宮山会長 駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 事務局の皆さんが、これだけ膨大な資料を適切に、そして、かなり抜け漏れがなく、我々の審議会の議論をまとめてくださった御努力に、敬意を表したいと思

ます。本当にありがとうございます。

今のままでも、かなりすばらしい内容だと思うのですが、指摘させていただきたいと思
います。

1点目は、33ページです。

○小宮山会長 何ページですか。

○駒崎専門委員 33ページです。

○小宮山会長 33ページにいつってしまうのですか。

最初は、第1と第2です。

○駒崎専門委員 12ページまでですね。ごめんなさい。

○小宮山会長 ほかにいかがですか。白井さん、どうぞ、

○白井専門委員 事務局の努力に敬意を表します。ありがとうございます。

○小宮山会長 皆さん、感謝していますので、時間の節約で、感謝の言葉を言わなくてい
いです。

○白井専門委員 その上で、1ページ目なのですが、それから何回か出てくるのですけれ
ども、12行目で「預金者等に払い戻す努力を尽くした上で」という表現なのですが、いま
だにこの制度に対する批判を聞いていますと、努力を尽くした上で、何年か経つと、払い
戻してこなくなるという誤解が、いまだに根強く残っていることを感じていまして、例え
ばこれに加えて、何年たっても、返ってくるのが担保されることを、しつこいのですけ
れども、つけ加えていただいたほうがいいと思っております。

以上です。

○小宮山会長 どうもありがとうございました。

曾根原専門委員、どうぞ。

○曾根原専門委員 9～11ページのあたりのところで、各主体の役割が書いてあります。
指定活用団体、また資金分配団体、民間公益活動を行う団体で、その後、行政の役割があ
りますけれども、まずは行政の役割以外のところで、指定活用団体と資金分配団体と民間
公益活動を行う団体の役割が書いてあります。ざっと聞きましたので、まだ自分の頭の中
で整理されていないせいもあるのですが、恐らく各団体での固有の役割と、他の2つの団
体との関係性、連携性において、行われる役割があると思うのですけれども、整理をして
いただくと、大変わかりやすいと聞いておりましたが、いかがでしょうか。

○小宮山会長 基本、彼らは整理されていると思っています。

○岡本参事官 審議会でも整理した資料を出させていただいておりまして、ポンチ絵で、
そういうものはつくらせていただいております。

○曾根原専門委員 そうですか。失礼しました。

○小宮山会長 私はわからないけれども、多分そうだろうと思います。

後で、具体的に提出してください。ここが重なっているとか、ここは最初のほうに、こ
ういう役割を持ってきて、後でこう書くと、そこら辺が分類できるとか、具体的に後で出

していただけるとありがたいです。今でも結構ですけれどもね。

○曾根原専門委員 今、自分の頭は、まだ整理されていません。

○小宮山会長 それでは、後で、そこら辺のことをやっていただけると、事務局は助かると思います。

○曾根原専門委員 そういう整理された資料があるということでしたら、それを、別途、送っていただければ、それを見ながら、また提出させていただきます。

○小宮山会長 服部さん、どうぞ。

○服部委員 ありがとうございます。

細かい点ですが、10ページ目、21行目になりますけれども、包括的な支援プログラムと書かれていまして、もちろん後ろに、17がついていますから、説明がついているのですが、割と重要な点だと思ったときに、唐突に、包括的支援プログラムと出てくるので、それで後ろに注釈があるという形でいいのかどうかというところを、いま一度、御検討いただきたいというのが1点です。

9ページ目です。いつも申しわけないのですが、片仮名が出てくると、違和感を感じます。23行目のアクセラレーターというのは、私も使っています。ですけれども、広く理解していただくために、括弧を書いていただきたいと思います。

○北地委員 7ページの25行目に使われています。

○服部委員 先にとということですね。失礼しました。

片仮名ばかりという印象にならないようにというところで、気になった点だけを申し上げます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○駒崎専門委員 遅れてきてしまったので、資料1について、皆さんで合意したにもかかわらず、申しわけないのですけれども、1点、資料1の3ページ、諸規程等に関する事項の⑧なのですが「事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別な利益を与える行為を行わないことが諸規程等に整備されていること」とあるのですけれども、ニュアンスとしては、一部の利益のために頑張る人たちを応援しないということだと思えます。

例えばなののですけれども、みんなでコンソーシアムをつくる時に、SPCを株式会社形態でつくって、そこが社会事業を行うみたいなことのときに、これで読んでしまうと、もしかすると、株式会社に助成してはだめだと読めてしまうと、ダイナミックなコンソーシアムに対して、お金を出さなくなってしまうので「事業を行うに当たり、特定の個人若しくは団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別な利益」云々とすれば、これが意図することに沿うのではないかと思いました。株式会社と言ってしまうと、株式会社全体に網がかかるので、それはいかがでしょうかということです。

○小宮山会長 そこに関する事で、北地先生、どうぞ。

○北地委員 随分前に発言したと思うのですが、一定の利幅であるとか、一定の配当以上はしないという、キャップのかけ方もあると思っています。そこのところを具体的にしていけばいいと思っています。

○小宮山会長 これは株式会社と言って、だめにしてしまっているわけですか。

○駒崎専門委員 「株式会社その他の営利事業を営む者又は」です。

○小宮山会長 そこは絞り過ぎかもしれません。

○北地委員 例えば全国共通にバイイング・パワーを発揮するといったら、株式会社のほうがいいわけで、それがもうけ過ぎないようにするとか、インフラの上に、次にのせるものの料金設定とか、クーポンを安くしてもらおうということもあり得ますので、その具体的な基準を幾つか書けばいいと思います。

○小宮山会長 そこは御相談いただきましょう。

○岡本参事官 機械的に公益認定の基準にかかわってきているだけで、支障があるようでしたら、見直させていただけます。

○小宮山会長 コメントをいただいたほうがいいですね。わかりました。

程委員、どうぞ。

○程委員 質問というか、10ページ目です。これは前にもやったので、私の記憶がしっかりしていないのかもしれませんが、10ページ目の一番上の⑩「民間公益活動の担い手が必要な資金を自立的に調達できるように必要な基盤整備を進め、もっと市場の発展を促す」とあります。このときの基盤というのは、どんなものですか。後で出てくるのかということが1つです。

もう一つ、服部さんが言うように、片仮名です。例えばキャパシティービルディングというのは、日本語があって、括弧でキャパシティービルディングが出てきたり、アウトカムとか、いろいろと統一したほうがいいのではないか。アウトカムは何もないとか、あるのではないかとか、1つあります。

もう一つ、エビデンスベースドという言葉が、この中からなくなっています。それを何に訳したのか、またはコンセプトがなくなってしまったのかというところで、この辺は、ちょっと矛盾しているかもしれませんが、片仮名を使う部分と、そうではない基準はどうなっているのか。あと、エビデンスベースドがなくなってしまったので、それは今回どう扱われるのか。

○小宮山会長 エビデンスベースドはなくなっているのですね。今のことに関して、お答えいただけますか。

○岡本参事官 10ページ目の基盤整備は、IT等が入っております。

エビデンスベースドのところは、客観的な証拠とか、そういう形で、行政で使っておりますので、そちらに改めていると思いますが、今、確認いたします。

○小宮山会長 ありがとうございます。

○程委員 1つ目のポイントなのですが、基盤整備というのは、ICTだけではない部

分があると思います。

○小宮山会長 例えばどういうものですか。

○程委員 指定活用団体が民間金融機関と一緒に、いろんなスキームの提供をすとか、幾つかメニューをそろえていくとか、そういうものを含めて、あるのではないかと思います。

○小宮山会長 北地さん、今の点で、どうぞ。

○北地委員 例えば2020年以降の教育プログラムの中に、公共というものが入ってきまして、その中には、地域振興を担うとか、そういうことがございますから、人的基盤も当然含まれるだろうと思っております。教育の基盤も含まれると思います。

○小宮山会長 岸本さん、お願いします。

○岸本専門委員 4点ほど、質問とコメントがございます。

最初は、2ページの2行目「ICTを活用した成果評価及び情報公開の仕組み等の本制度を支える基盤整備」となっていて、成果評価のところ、ICTを活用したとくつついてしまっているのですが、これは限定のし過ぎではないかというのが1点です。これをくっつけると、非常に大きな費用が必要とされることになりはしないかと感じております。あるいは指定活用団体における負担になるのではないかと思うというのが、1点です。

2点目は、4ページ目の7行目あたりで、休眠預金による成果として、自律的かつ持続的に活用団体が活動できるようにすること自体を1つの目的にしている。これは非常にいいことだと思います。

その上で、7行目のところで、民間公益活動を行う団体が、資金分配団体とともに民間の資金をみずから調達していくというのが入っていて、民間資金の調達は大変いいことだと思うので「民間公益活動を行う団体や資金分配団体が」というふうに、資金分配団体もみずから資金調達をしていくということ、明確に出したほうがいいのではないかと、2点目です。

3点目は、質問なのですが、5ページのところに、自助・共助と入っていて、この場合の自助というのは、何をイメージしているのか。資金提供先に個人が入ることをイメージしているのかということで、確認をさせていただきたいと思いました。

最後は、10ページのところで、先ほど服部さんもおっしゃっていたのですが、包括的支援プログラムというのは、唐突なので、説明を入れてほしいという、以上4点です。

○小宮山会長 お答えいただくのは、どこですか。

○岸本専門委員 2ページのICTを活用した成果評価のところ、

○小宮山会長 ここはどうしたらいいのか。あちこちに、評価、中間評価、透明性云々と出てきます。私はICTが中心になると思うけれども、資金分配団体あるいは末端の団体が、継続的に情報を公開して、要するに悪いことはしていません、いいほうに向かってやっていますということが見えていれば、それが中間評価にもなるし、分厚い報告書を出すということは、むしろやらないわけです。いろんなことをそこで兼ねようというわけです。要

するに透明性とか、公開とか、進捗管理とか、中間評価とか、評価報告書とか、自己評価とか、ただ読むと、評価するために、休眠預金をやっているみたいなことにとられかねないわけです。そこを2ページで書いているわけでしょう。ここを上手に書いたほうがいいと思います。

○岸本専門委員 レポートシステムとして、ICTを活用するというのは、ありだと思いのすけれども、成果評価でICTを活用することになると、私の懸念事項は、非常に型にはまった事業になってしまうのではないかとこのころで、あえて成果評価のところ、ICTを活用したと限定する必要があるのだろうかというのが、問題提起で、どういうことを事務局が考えているか、お聞きしたいと思います。レポートシステムという意味では、賛成です。

○小宮山会長 ここは非常に重要なところですよ。皆さん、どんな印象を受けられますか。これはものすごく評価と出てくるからね。これは初めて読むと、どうなのだろうか。

○駒崎専門委員 27ページから後半のところ、評価の話が重点的にされるので、それとあわせてのほうがいいかもしれないと思いました。

○小宮山会長 最後に言おうかと思ったのだけれども、2ページに一番最初の「はじめに」に書く文章が、重要なのではないかと思います。

岸本さん、今の問題は重要だから、場合によっては、後でもう少し議論しましょう。

○岸本専門委員 もう一つの質問は、自助とは何かということです。

○小宮山会長 自助・公助・共助の自助とは何ですか。

○岡本参事官 そこはなかなか難しいのですが、御質問の観点からいくと、直接個人に休眠預金をということではない。そこは法律の中の御議論としてあったと思いますので、そういう形でしないと、今、御説明はしづらいと思います。

○岸本専門委員 自助で何が想定されるのでしょうかということです。

○駒崎専門委員 例えばセルフヘルプグループみたいなものがある、その人たちは、自分たちで直ろうしている。そういうものを民間公益団体が、ある種、助けるということは、自助を助けることになるのでしょうか。

○岸本専門委員 自助と言うのでしょうか。互助だと思います。

○駒崎専門委員 互助なのですね。それは難しいですね。

○岸本専門委員 自助というのは、自分ですね。

○小宮山会長 これも大変です。

○駒崎専門委員 そこは深掘する必要はありますか。

○小宮山会長 排除の論理で書いているわけではないでしょう。

○岡本参事官 排除というよりは、逆で、行政が本来行うべき施策の肩代わりではないということを書いています。そこを懸念される方は、非常に多いです。これができたことによって、引き上げてしまうのではないかとこのころで、すごく懸念されて、地方の公聴会で、そこは明確に出してほしいという御議論がありましたので、それを踏まえています。

○小宮山会長 ページの問題はあると思います。

もう時間があれなので、工藤さんの御意見を伺って、次に進みます。

○工藤専門委員 私からは、文言の瑣末なところです。11ページの9行目の最後に「本制度の改善につなげていくことも期待される」とありまして、それに対して、21行目は「制度の一層の改善」とありまして、上が「本制度」で、下が「制度」です。最初、この制度とそのほかの制度という話で、混乱をしてしまいました。

○小宮山会長 ここは同じ意味です。

○工藤専門委員 「本」がつけばいいと思いました。瑣末なことです。

○小宮山会長 ありがとうございます。細かい点も重要です。

それでは、ほかにまだあると思うのですが、後から出していただくということで、次に進みます。

第3について、23ページまで、お願いいたします。

北地さん、どうぞ。

○北地委員 14ページの16行目から「資金分配団体が単独で非資金的支援を提供できない場合には、非資金的支援の提供が可能な団体等との連携」とあります。この連携というのは、購入を含んだ意味ですか。つまり非資金的支援の提供が可能な団体が、ビジネススペースで提供してもよろしいということも含んでいますか。

○岡本参事官 排除しておりません。

○北地委員 わかりました。そうでないと、かなり狭くなると思いました。

ありがとうございます。

○小宮山会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、また後でお気づきになったら、出していただくことにして、次に進みます。

第4から第7、最後まで、いかがでしょうか。

北地さん、どうぞ。

○北地委員 これはかなり大きな話になってしまうのですが、25ページの認可なのですが、認可されなかった場合を考えておかなければいけないと思っています。例えば公益法人であれば、認定の取り消しとか、そういうことが起こった場合には、どういうふうにしなさいというものがあまして、あくまでも1つの認定団体に続いていただくのが、理想なのですけれども、これはだめなのではないかということが起きたときに、どうするかということ、ここから先がまたあると思っています。まだ出すには早いですが、よろしいですね。

○小宮山会長 駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 ありがとうございます。

33ページが一番下のパラグラフです。「原則、同一の民間公益活動を行う団体に対して連続して助成等を行うことは避けるべきである。ただし、当該団体に対して連続して助成等を行うことでより大きな成果が見込まれるなど等、合理的な理由がある場合には、その理由を明示した上で助成等を行うこととしなければならない」ということで、原則と例外

というたてつけにしているのですが、成果を出していれば、何でもいいというか、同一の民間団体が重複していても、連続していてもいいと思うので、この書きぶりは、原則といって、がつつと締めなくてもよいのではないかと思います。もちろん自動的に、特定の団体だけ、何もなく、自動的にというのは、よくないと思うのですが、そこは成果評価がしっかりしているので、殊さら、こういう形の書き方にしなくてもいいという意見です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

御検討いただくことにします。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 35ページの3行目に、成功事例だけでなく失敗事例とあります。幾つかの箇所に出ていたと思います。革新性を重んじることによって、失敗事例というのは、とても大切だという認識を私たちは持っていると思うのですが、それをどう表現するのがいいかと思いました。一般的には何か失敗をしたら、次は資金をもらえなくなるのではないかと、評価的に低いのではないかとおそれてしまいがちだと思うのですが、失敗は、それをフィードバックするから、歓迎だということと、失敗は恐らく評価とつながってくるわけですけれども、想定したものと違うものであったとしても、それは何らかの成果になるのですが、どの段階で失敗ということを書いてしまっているのかといったところは、評価全体にかかわることだと思いますので、評価については、もうちょっと議論する機会があったほうが良いという気がしています。気になるのは、失敗事例という言葉です。

○小宮山会長 難しいところですね。実例でやるのだろうけれども、あらかじめいろいろやっておくことができれば、そのほうが良いですけれどもね。

岸本さん、どうぞ。

○岸本専門委員 25ページの認可の手续と、32ページの最後の行に関連することで、質問したいのですが、審査の際に、事業計画書及び収支予算書というのは、くつついているのか、くつついていないのか。25ページを見ると、指定を受けた後に、事業計画及び収支予算を提出せよとなっているのですが、それはどういう順番になるのだろうかということを、明確にしたいと思います。

32ページに、指定活用団体が指定を受けた後、準備に要した費用についても、休眠預金交付金の対象とすると書いてあるのですが、準備に要した費用というのは、どの範囲なのかとか、どこで決まるのだろうか。ここだけ非常に緩いような気がしましたので、質問させていただきました。

○小宮山会長 ここにどこまで書くのかとか、そういう問題もあると思いますが、事務局はどうお考えですか。

○岡本参事官 指定する際に、事業計画、収支予算はないです。業務規程のみがあります。業務実施計画を指定する際には、出していただいて、それを踏まえて審査しますので、そういう意味で、指定した時点ではないです。ただ、その後、直ちに、事業計画、収支予算を提出していただきます。申請、指定するという順番になっています。5年間の実施計画

を出してください、5年間程度を見積もって、指定を受けた後、どういう業務をしますかということを見て、それが規程の基準をクリアしていれば、内閣総理大臣が指定します。実際、指定された後に、直ちに事業計画と収支予算を出していただいて、それを総理大臣が認可します。

○岸本専門委員 わかったとして、32ページの指定を受けた後、準備に要した費用というのは、どの段階で、どのように明確になり、誰がイエスと言うのでしょうか。

○岡本参事官 それも含めて、最初の収支予算の中に入ってくると思います。

○岸本専門委員 最初の収支予算というのは、どれですか。

○岡本参事官 今のところ、想定しておりますのは、この審議会で御審議いただいている中身を見ると、実際にお金が出てくる前に、かなり準備をしないと、いきなりスタートはできないだろうと思っていますので、できれば早目に指定をして、準備期間を設けて、本格的にお金がきた後、直ちに業務ができるような準備を行う必要があるだろうという前提に立っております。したがって、その間の期間については、休眠預金が発生しておりませんので、お金を直ちにお渡しすることはできないので、当座は自前のお金でやっていただく。そのために要した費用も含めて、後ほど休眠預金が発生して、預金保険機構から振り込まれたときに、あわせて収支予算の中にも盛り込んでいただいて、適正かどうかは、そこで審査する形で、お支払させていただくということだと思います。

○岸本専門委員 わかりました。そうすると、準備に要した費用というのは、指定を受けた後の事業計画及び収支予算の中で、審議されるという理解ですね。

○岡本参事官 そうです。

○岸本専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○小宮山会長 白井専門委員、どうぞ。

○白井専門委員 ありがとうございます。

31ページの一番下、評価に係る負担についてなのですが、この議論は、私が聞き落としていたら、申しわけないのですが、原則的に事業実施主体が負担すべきだ、当分の間は、休眠預金に係る資金の活用対象に含める必要があるという書き方なのですが、これはもう議論になった話ですか。基本的にはフルコストリカバリーという考え方ではないかということと、当面が過ぎたときに、どこからこのお金が出るのだろうかという疑問があります。

それから、24行目、本来、受益者である事業の実施主体という書き方なのですが、受益者は受益者ではないかと思います。休眠預金を受け取る団体は、どうやってもたたかれることが見えている状況の中で、ここで受益者と書いてしまうことは、気持ちが悪いということです。

○小宮山会長 今のことは、いかがですか。2点ありました。

○岡本参事官 前者のコストの部分につきましては、評価をやった審議会の際に、御報告させていただきました。もともと内閣府に置かれました、社会的インパクト評価のワーキングの中でも、御議論させていただいたところでございますが、基本的にそこでの御議論

は、まず実施主体が負担すべきではないか。その一方で、現状を踏まえると、そういうことを今すぐ求めても難しいので、休眠預金の場合は、特に国民への説明責任が非常に強く求められておりますので、その部分については、休眠預金では、費用に含まれることにしてはどうかという書きぶりにさせていただいております。休眠預金が成果の評価を強く求めているので、その部分についてはという整理にしております。

○小宮山会長 今の絡みですか。

○駒崎専門委員 絡みです。

○小宮山会長 どうぞ。

○駒崎専門委員 そうだとすると、本来という言い方ではないと思っています。実施主体である民間公益団体が負担することは望ましいが、何とか何とかみたいな感じで、本来というと、そういうものであるという正しさを前提にしている議論になるような気がするのですが、それはケース・バイ・ケースであり、スキームによるので、本来的なものというコンセンサスはできていないような気もするので、できれば「実施主体がやるのが望ましいが」ぐらいにしておいたほうが、いいというのが1つです。

あと、受益者というのは、受益というか、民間公益団体は益を受けるというか、社会課題の解決をする人なので、受益者というのは、困っていて、最終的に助かる人たちだと思うので、ワーディングは変えてもいいと思います。

○小宮山会長 この言葉は重要です。お金を分配する人だからね。

○岡本参事官 わかりました。その趣旨を踏まえたいと思います。

○小宮山会長 そこはお願いします。

今の話で、負担の軽減というのは、評価はする。効果は高めるのだけれども、負担は少ないような評価方法を、全体が社会実験と言っているのだから、作っていくという、そういう姿勢が2ページ目の最初の「はじめに」に書かれるべきなのではないか。負担の軽減だから、間違っていないのだけれども、負担を軽減して、評価の実質的な効果が落ちるのは、まずいわけです。評価の効果は上がるのだけれども、全体としての評価の負担は減る、そういう方法をつくっていくということを、最初に書いたらいいのではないか。

○岡本参事官 わかりました。そのような形で考えてみたいと思います。

○小宮山会長 野村委員、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

細かな点が1点と、全体に関する事柄なのですが、32ページのところで、先ほども岸本専門委員からお話がありましたが、最後のところで、準備に要した費用について、後から休眠預金で負担する、考え方はよいと思うのですが、手続として、既にどのぐらい使えるのかわからないまま、準備が先行してしまって、後になってから、無駄に準備作業が行われていても、費用が負担できる形になると、問題が起こる可能性もあります。通常、会社法などの場合、会社設立のときには、設立費用を先に定款に書いて、大枠の中で、それ以上は出ませんという範囲の中で活動するのが一般的ですので、手続の中に予算的なもの

のが含まれるような形にさせていただくことを、お願いしたいと思います。

もう一点は、1つ上のパラグラフで、32ページ目の24行目あたりのところなのですが、費用の柔軟な流用が必要なことは、私もアグリーなのですけれども、あらかじめ資金提供契約の中で、それを定めておくというのは、何となく無理があるような感じもするし、逆に望ましいと書いてあるので、定めていなくても、流用できてしまうようにも読めるので、ここの具体的なあり方をもうちょっと明確にさせていただきたいというのが、2点目であります。

大きな事柄で恐縮ですけれども、もう一つは、我々審議会の役割に係る事柄なのですが、前から、休眠預金活用の制度そのもの、全体を誰が評価していくのかとかいうか、この制度がうまくいっているのかどうかを見る人は、誰かというときの議論の中で、この審議会の役割だということは、何度か言及されたことがあったと思います。

そのことが、30ページの10行目以下、審議会の役割として、確かに書かれてはいるのですけれども、報告を受けるという受け身の立場と、必要があると勧告をするという立場になっているのですが、ここでの議論では、もう少し積極的に、制度全体についての評価を担う役割を期待されているのではないかという、やるか、やらないかは、皆さんの同意は得られていませんけれども、そういう議論もありましたので、これでいいのかどうかということです。

前提としては、法に引きずられているのだと思うのですけれども、法律自体は、12ページの一番上、各団体の役割のところ、審議会の条文がそのままメンションされているのですが、これが非常に硬直的で、実施状況の監視、必要なときの勧告となっていますが、恐らく監視のインプリケーションは、なかなか同意できていないものだと思いますので、もうちょっと議論を深めた上で、何が役割なのかを明確に書き下していただければ、ありがたいと思います。

以上です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○駒崎専門委員 今、野村先生がおっしゃったことは、基本的にそうだと思いますが、聞いていたのですけれども、準備に係るコスト、これだけの大きなことをするので、人をちゃんと採用したり、オフィスを構えたりということをして、指定されてから、事業が始まるまでに、半年しかないという形だと思いますので、実際、そうしたところにかかるコストは、ちゃんと見込んだほうが良いということと、それがどれぐらいかかるのかというのは、読めない部分もあるのではないかと思いますので、定款に書くところまですると、縛り過ぎだという印象を受けました。

もう一つ、流用に関してなのですが、これは助成金でよくある話ですが、15%とか、20%は、部門間でやりとりをしていいですみたいなガイドラインが決められているのが、一般的なのですが、流用に関して、完全に縛るみたいなことをしてしまうと、例えば

文房具を5万円で買うと言ったら、買わなければいけないみたいになってしまうので、そこはむしろ流用できるように、設計しておいたほうがいいと思います。実験的なことをするなら、なおさらそうだと思います。

○小宮山会長 流用をできるようにするという事です。

○野村委員 流用できるように、仕組みの書き方が、これでいいのかということです。

○駒崎専門委員 「望ましい」ではなくて「できる」にするということですね。

○野村委員 そうです。

○駒崎専門委員 それだったら、アグリーです。

○野村委員 これは契約に書かなければいけないように読めますね。

○駒崎専門委員 わかりました。「できる」にすればいいと思います。

○北地委員 流用できないようにしてしまうとしたら、ものすごく大きな費用の分類になってしまうので、現実の結果論だと思います。

○小宮山会長 曾根原さん、どうぞ。

その後、程さんで、おしまいになります。

○曾根原専門委員 34ページ、基本方針の最後に当たる部分なのですが、32行目「営利・非営利、助成・貸付け・出資といった規制の枠にとらわれることなく、実際に現場で試行錯誤して多様かつ効果的な活用方法を開発していくことが望ましい」と書いてあるので、大変ダイナミックで、この表現は、個人的には大好きなのですが、そういうことを捉えたときに、もう一度、全体の基本方針の中で、この部分に関する表記を見たのですが、例えば9ページの8行目「助成又は貸付けを行った資金分配団体等を監督する」という文が出てきたり、10ページは、25行目に「より資金の助成等を行うこと等を通じ」ということで、ここは助成にとどまっています。13ページの15行目は「助成又は貸付け等」です。15ページは、12行目が「助成又は貸付け」になっています。

この制度の積極的な表現方法だとすると、出資まで踏み込んでいますから、枠を広げるということを行っていますから、助成・貸付け・出資等なのかもしれませんが、その中で、違和感があるのは、先ほどの10ページのところは、助成等だけになっているのです。

○小宮山会長 何行目ですか。

○曾根原専門委員 25行目です。資金分配団体に期待される役割のところは、助成等になっています。そうすると、資金分配団体は助成だけなのかという感じになります。

○小宮山会長 御説明をどうぞ。

○岡本参事官 申しわけございません。6ページ目をごらんいただきますと、10行目でございます。略称として「助成、貸付け又は出資（以下『助成等』という。）」とございまして、法律でそういう規定になっていまして、助成等の中に出資まで入るということです。

○小宮山会長 貸付けを入れてあるところが、おかしいですね。

○岡本参事官 指定活用団体は、出資ができなくて、助成と貸付けだけなので、法律上も、助成、貸付けと書いていまして、しばしば誤解が生じているのは、理解しているのですが、

法律上、3つそろったときは、助成等としておりますので、法律に倣った形で、助成等とさせていただきます。

○曾根原専門委員 ちょっとわかりにくいです。

○小宮山会長 御検討ください。わかりにくいという声はあります。

最後、程さん、どうぞ。

○程委員 今回の取り組みで、ガバナンス・コンプライアンスは、非常に重要だと思います。34ページ目、資金分配団体と民間公益活動を行う団体に対して、ガバナンス・コンプライアンス体制が必要だというときに、指定活用団体のところに書いてある、具体的にいうと、22ページですけれども、これは資金分配団体及び現場団体が同じに扱っているのかという問題と、その中の3つ目に、適正かつ効率的に予算を執行することとありますが、これは唐突感があるのではないかと。予算を執行するために、それをモニターする仕組みを入れるとか、突然、ここだけ、予算を執行することというのはどうなのか、疑問がありました。

もう一つは、先ほどのICTのことなのですが、2ページ目は「はじめに」なので、初めてICTという言葉が出てくる中で、ここだけにあるのは、唐突感があって、基本的に、ICTとか、デジタルというのは、今回、最大限活用することによって、透明性を高められるし、岸本さんの御理解はどうかかわからないのですが、うまく使えば、安くできるものなのです。コストがかからないように、レポートだけでなく、新しいソーシャルメディアなどを使っていくとかね。ですから、この辺は非常に重要な要素なので、最初に書くとしたら、知の構造化センターもICTを使わないといけなく、そこらじゅうで、ICTを使わないといけなく、ちょっと離して、成果評価だけにくっつけるのではなくて、事の重要性を初めに入れておく方がいいのではないかと。

もう一つは、ICTという言葉と、超具体的に、ウェブサイトを使いなさいというところもあって、この辺のめり張りは、あえてやっているのか。超具体的なウェブサイトまで限定するというのは、違和感があったと思いました。

○小宮山会長 もしあれでしたら、具体的な書き方を御提示ください。皆さんからいろいろ御意見をいただいて、まだ尽きていないと思いますので、最初に申し上げたように、紙で出していただけると、ありがたいです。それも、具体的に、ここをこうしろとやっていただかないと、事務局も大変ですので、できれば、その辺までお願いしたいと思います。

既にいいものができているし、今日の御意見も非常に重要だと思うのだけれども、指定活用団体はちゃんと手を挙げてくれるのだろうかと思います。社会実験なのだから、指定活用団体も社会実験をやっていくということを書かないと、最初から完璧なものがないと、やれないではまずいのです。

北地さん、やりますか。

○北地委員 5年間ずっと同じではなくて、ストップをかけたか、入れかえたりということもあるだろうということを想定して、先ほど申し上げたのです。

○小宮山会長 最初にいいところが出てくれないと、そこは全体が社会実験です。だから、指定活用団体自体も、そういうつもりで手を挙げていただきたいと思います。ガバナンスは最低限の条件なのだけれども、ゴーが出てきてくれないと、困るということです。大丈夫でしょう。期待いたします。

ありがとうございました。それでは、先もごさいますので、以上とさせていただきます。

次に、議事の3です。本年、最後の議題です。預金者等への周知広報についてです。

初めにも申し上げましたが、来る1月1日から、法が全面施行され、長らく取引の出し入れ等が行われず、預金保険機構へ移管の対象となり得る預金等に関し、各金融機関による通知・公告が始まります。これに関連して、今月から、金融庁や各金融機関がいろいろな周知広報活動を行っておりますので、金融庁から御紹介いただければと思います。

森室長、お願いいたします。

○森室長 金融庁でございます。

預金者等への周知広報ということで、資料3に基づきまして、御報告申し上げたいと思います。

資料3をごらんいただきますと、3つ書いてございまして、ポスター、チラシ、Q&Aという形にさせていただきます。

御承知のとおり、休眠預金等活用法の48条で、政府はこの法律の内容について、広報活動等を通じて、国民に周知を図り、その理解を得るように努めるものとしてされております。

この規定を踏まえまして、当庁におきましては、資料3のポスターというところがございますが、1枚おめくりいただきますと、ポスターをつけてございます。

実際はB2版でございまして、縮小させていただいておりますけれども、この広報ポスターを全国の銀行や信用金庫、信用組合様、また、労金、農協様なども含めました、全ての預金取扱金融機関の全部の営業店に、2枚ほど行き渡るように、全体としては、7.5万枚作成させていただいて、配布をし、店頭に掲示してくださいということで、お願いをしております。

このポスターをごらんいただきますと、長い間、お取引のない預金はありませんかということで、注意喚起をするとともに、休眠預金等となった後でも、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能ですということや、休眠預金に関しましては、お取引のあった金融機関にお問い合わせくださいということを強調させていただいております。

また、当庁のホームページに、休眠預金に係る特設サイトを設けまして、法律そのものや、法律内容に係る説明資料を掲載するほか、お配りした資料に、Q&Aがありますけれども、これもサイトに掲載をさせていただきます。

また、特設サイトの最初の画面については、資料をおつけしてありませんが、先ほどのポスターと同様に、長い間、お取引のない預金がないかという注意喚起ですとか、休眠預金となった後でも、いつでも引き出すことが可能ですということや、休眠預金に関して、

何かありましたら、お取引のあった金融機関にお問い合わせくださいということを強調させていただきます。

Q&Aにおきましては、1枚おめくりいただきまして、目次をごらんいただきますと、1.で、休眠預金とはどのようなものなのか。2.については、休眠預金にならないためにはどうしたらよいか。3.としては、休眠預金となっても、いつでも引き出せますということ、Q&A方式で書かせていただいております。

このほか、政府広報といたしましては、首相官邸のメールマガジンの配信ですとか、スマートフォン広告の掲載などを行っております。

当庁としては、引き続き、政府広報の中に、休眠預金の関係を盛り込んでいただけるように、お願いしたいと考えております。

2番目の民間における取り組みといたしましては、資料3の真ん中にチラシがございますが、これをごらんいただきますと、これは全国銀行協会様の例でございますが、各金融業界団体の方にチラシを作成していただき、先ほど申し上げました、当庁が作成しましたポスターの掲示とともに、全国の預金取扱金融機関の営業店で、このチラシも備え置いていただくということが、順次、なされていっているところでございます。

チラシも、ポスターと同様に、長い間、お取引がない預金はありませんかという注意喚起ですとか、休眠預金となって、いつでも引き出すことが可能ですということ、強調させていただいているところでございます。

当庁としましては、法律施行後も、引き続き、広報活動に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、御質問等がございましたら、伺いたいと思います。

服部さん、どうぞ。

○服部委員 1点だけ、気になるのは、出ているかもしれないのですが、各世代の方がいらっしゃると思うので、これまで金融機関の名前が変わったものも、数少なくないと思いますので、どういうふうに広報するのかわからないのですが、金融機関に行ってくださいといっても、地元のはなくなってしまったとか、名前が変わったということは、たくさんあると思いますので、各世代の人がわかるようにしていただければと思います。

○森室長 おっしゃる点につきましては、配慮してまいりたいと思います。

○小宮山会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○岸本専門委員 Q&AのQ5のところで、異動とは何ですかという説明が入ってしまして、金融機関が行政庁の認可を受けて、異動事由になるものとあるのですが、これが異動事由になるかどうかというのは、各金融機関のホームページで公表すると考えてよろしいのでしょうか。

○森室長 どのようなものが異動事由になるかというのは、公表されると思います。

左側の表が共通のもので、右側が認可です。法律をつくる議論の中で、今、金融機関がやっている事務フローを最大限尊重しようということで、例えば預金者が通帳の記帳などは、休眠預金の異動と捉えているところもあれば、捉えていないところもあったので、そこは金融機関様の事務フローを尊重して、このような形になっているということでございます。

○岸本専門委員 各金融機関のホームページにいけば、我が行は、何を異動事由とするかが公表されるということですか。

○森室長 おっしゃるとおりでございます。

○岸本専門委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 異論がありますか。

○飯嶋委員 通帳を記帳した年月日を、システム上、持っているか、持っていないかというところがあって、システム的にはかなり負担が大きいのですが、ホームページに出すかどうかは、指導していただかないと、今、そういう認識はないと思います。

○小宮山会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○野村委員 ポスターは、もう刷ってしまっているんですね。

○森室長 はい。済みません。

○野村委員 いいのですが、金融庁の手続などについてということで、下のほうに案内されていますが、これは金融庁のホームページそのもののURLです。だから、ここについてから、自分でこの情報を探せという形になっているんですね。

○森室長 金融庁のホームページの上のところに、長い間、お取引がない預金がありませんかということ、書いてありますので、わかるようにはなっていると思います。表面の一番上に書いてあると思います。奥のほうに入っていて、探さないと、出てこないということではないと思います。

○野村委員 Androidなどで見ると、それがなかなか出てきません。

○森室長 上のほうに入っていたと思います。

○野村委員 今度、内閣府のほうは、特別な担当課です。長いURLを打たないと、ここにかかないということです。内閣府と打っても、ここは出てこないです。いいのですが、QRコードなどがあるといいと思います。

○駒崎専門委員 ICTを活用するとかね。

○野村委員 ICTを活用して、QRコードか何かで、今、読みとっていると思うので、もうちょっと御研究いただければと思います。

○小宮山会長 それがついていけばいいわけですね。

○森室長 ポスターも7.5万枚刷ってしまっており、申しわけありません。

○野村委員 今回はこれでよいと思いますが、次回以降はご検討をお願いします。

○森室長 次につくるときは、留意したいと思います。

○小宮山会長 行政が遅れているのです。それは間違いないのです。

○北地委員 QRコードをポスターに貼りつけばいいのです。

○服部委員 各金融機関でね。

○北地委員 先ほどおっしゃった、うちの銀行は、もともとこういうところでしたということがわかるものも、つくればいいのです。

○小宮山会長 ほかによろしいですか。

ITが遅れているのは、行政と大学です。

ほかによろしいですか。ありがとうございました。

森さん、どうもありがとうございました。

それでは、以上、時間がまいりましたので、終了ですが、ことし最後ということで、御発言があまりならば、ちょっと時間が残りましたので、お願いします。言いたいことはないですか。特にございませんか。

どうぞ。

○宮城専門委員 先ほど言えなかったのですが、よくまとめていただいて、改めてお礼を申し上げたいのですが、基本方針の「はじめに」と、次の意義、目標に関する事項のところが、重要項目の優先順位みたいなことを示すのに、とても大事だと思いました。ここで、自律性とか、持続性に対して言及いただいているのは、すごく大事だと思ったのですけれども、革新性のところも、場合によっては、言及をいただくのがいいと思います。

後で当然出てくるのですが、並列事項として出てくる中で、今回、あえて革新性に挑むというところを重視するという意味は「はじめに」のあたりでも言及をいただいたら、メッセージが伝わると思いました。その裏返しとしての評価制度を充実させることにも、よりチャレンジングに向き合うということを表現いただくと、今回はチャレンジを許容するものであるということと同時に、それがちゃんと守られるというか、ミスにつながらないように担保するということの取り組みだ、それをやれるのが、休眠預金なのだというメッセージが伝わるといいと思いました。

○小宮山会長 「はじめに」から8ページまでは、非常に重要です。

あなたも、お休み中に、模範解答を1つ書いてください。それで出してください。

できのいいものを採用しますので、皆さん、お願いします。言うは易く、やるのは大変なのです。「はじめに」ぐらいのところでもいいですし、今まで議論したことがうまく伝わるように、最初に書いておくのは、重要です。

駒崎さん、書いてください。

○駒崎専門委員 指名ですか。頑張ります。ペーパーを出せるように、頑張ります。

○小宮山会長 ここは重要ですので、ぜひお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。事務局に戻したいと思います。

○前田室長 次回の会議につきましては、既に御連絡させていただいておりますとおり、1月31日水曜日、14時からの予定となっております。どうぞよろしく願いいたします。

○小宮山会長 それでは、以上で、本日の会議を終了します。どうもありがとうございました。

よいお年をお迎えください。